

統合後の新しい学校像検討会議報告書

令和4年11月

統合後の新しい学校像検討会議

目 次

1	はじめに	1
2	現状と課題	2
	（1）但馬地域の特別支援学校	
	（2）豊岡聴覚特別支援学校	
	（3）出石特別支援学校	
3	求められる学校像	2
	（1）学校機能	
	（2）教育の充実	
	（3）センター的機能の充実	
	（4）教員の専門性	
4	施設・設備の整備	7
	（1）教育環境の整備	
	（2）統合校の位置等	
5	統合までのスケジュール	8
6	おわりに	9
	・用語解説	10
	・統合後の新しい学校像検討会議審議経過	14
	・統合後の新しい学校像検討会議設置要綱	15
	・統合後の新しい学校像検討会議委員名簿	17
	・資料	19

統合後の新しい学校像検討会議報告

1 はじめに

兵庫県教育委員会では、平成 19 年度の障害児教育から特別支援教育への転換以降、三次にわたる特別支援教育推進計画^{*}に基づき、時代のニーズに応じた特別支援教育の充実に努めてきた。平成 31 年 4 月から、第三次推進計画に基づき、連続性のある多様な学びの場における教育の充実「縦の連携」、連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実「横の連携」を推進している。

また、令和 4 年 2 月には、第三次推進計画の実効性を高めるため、「県立特別支援学校における教育環境整備方針^{*}」を策定し、障害種別や地域の実情に応じた今後の教育環境整備の取組の方向を示した。

同整備方針では、但馬地域の聴覚障害教育の機能の充実及び小～高等部までの知的障害教育の一貫した支援体制の充実等を図るため、豊岡聴覚特別支援学校と出石特別支援学校の発展的統合の検討が示された。

こうした中、豊岡聴覚特別支援学校と出石特別支援学校の発展的統合の検討に向けては、幼児児童生徒の多様なニーズを踏まえつつ、教育内容や施設・設備などの充実を含めた「統合後の新しい学校像」を示した上で進めていくことが必要であることから、地域の関係者も参画した「統合後の新しい学校像検討会議」を設置するに至った。

幼児児童生徒、保護者、学校関係者、地元自治体等関係者が連携を図りながら、検討を進めることとし、本年 5 月に第 1 回の検討会議を開催して以降、4 回にわたり次の 3 項目を中心に協議を行った。

(1) 教育内容の充実

- ・適正規模の学習集団編成による学びの充実
- ・多様な教育ニーズに応じた指導の充実と専門性の向上
- ・小～中～高等部までの一貫した教育支援体制の充実
- ・関係機関とのネットワーク^{*}を活用したセンター的機能^{*}の発揮

(2) 施設・設備など学校環境の充実

(3) 発展的統合の時期

本会議では、具体的な議論を進める中で、常に子どもを中心に捉えることは、勿論のこと、一人一人が成長し可能性を伸ばす学校、夢や希望をかなえる学校をめざすことを強く意識しながら、検討を重ねてきた。

県教育委員会には、検討会議の議論を踏まえ、子どもたちが学びたい、行きたい学校、保護者が安心して任せられる学校、教職員が働きがいのある学校に向けて取り組まれることを強く願っている。

2 現状と課題

(1) 但馬地域の特別支援学校

但馬地域には特別支援学校を、4校（1分校を含む）設置している。

児童生徒数は、10年前の平成23年度192名、5年前の平成28年度187名、令和3年度157名と10年間で約2割減少している。また、但馬地域の小・中学校の児童生徒数も同様に減少している。

教職員数については、在籍児童生徒数の減少に伴い、その配置数は減少し、一人の教員が複数の校務分掌を担当する等、業務負担の増加に加え、専門性のある教員の指導の継承や育成が困難な状況である。

(2) 豊岡聴覚特別支援学校

昭和23年度に開校し、平成元年度の幼児児童生徒数は、50人超であったが、以後、減少傾向に転じ、平成29年度に知的障害部門を開設したものの、令和4年度の幼児児童生徒数は18人である。

年齢別内訳で見ると、多くは在籍者がいない若しくは在籍者数が少ない状況であり、子ども同士の関係性が固定化する等、集団の学びが困難な状況である。

また、聴覚部門の幼児児童生徒数は5名まで減少しているが、早期からの人工内耳^{*}の装用の影響等もあり、地域の小・中学校へ就学する児童生徒がいるため、聴覚障害を専門とする療育機関^{*}がない但馬地域においては、聴覚特別支援学校の教育相談機能等は重要な役割を担っている。

(3) 出石特別支援学校

昭和49年度に開校し、平成19～26年度までの児童生徒数は、100人超であったが、平成27年度のみかた校（分校）開設以降、本校の児童生徒数は、豊岡聴覚特別支援学校と同様、減少傾向にあり、令和4年度の児童生徒数は62人である。

児童生徒の進路希望や実態等に応じて、教育課程に複数のコースを設定しているが、今後、更に児童生徒数が減少すれば、多様な学習集団・教育課程の編成が困難な状況となる。

3 求められる学校像

「仲間とつながり、地域とつながり、一人一人の夢や希望をかなえる学校」をコンセプトとし、地域に根ざし、地域に信頼され、地域に開かれた学校をめざすことを望む。

(1) 学校機能

聴覚障害部門と知的障害部門の異なる障害種別の専門性の融合と、就学前から高等部卒業までの一貫した連続性のある教育により、適切な学習集団を確保しつつ、個別最適な学び^{*}の充実を望む。

① 設置部門

- 豊岡聴覚特別支援学校と出石特別支援学校の主障害の設置を継続し、聴覚障害部門及び知的障害部門とすることが望ましい。

② 設置学部

- 聴覚障害部門は、豊岡聴覚特別支援学校に設置の幼稚部、小学部、中学部に加え、難聴児の早期支援及び就学前から高等部卒業までの一貫した支援の構築を図るため、保育相談部及び高等部を新たに設置することが望ましい。
- 知的障害部門は、出石特別支援学校に設置の学部を継続し、小学部、中学部、高等部の設置が望ましい。

③ 通学範囲

- 聴覚障害部門は、豊岡聴覚特別支援学校の通学範囲を継続した全県が望ましい。
- 知的障害部門は、豊岡聴覚特別支援学校と出石特別支援学校の通学範囲を合わせた豊岡市、養父市（旧関宮町、旧八鹿町）が望ましい。

④ 寄宿舍

- 聴覚障害部門での遠距離通学者支援のため寄宿舍の設置が望ましい。
なお、寄宿舍の規模は、舎生数の見込みを精査の上、検討する必要がある。
- 児童生徒の福祉的な利用のあり方については、福祉制度との整合性や区分等についての課題整理の上、福祉部局との協議調整を行いながら、調査研究が必要である。

⑤ 通学支援

- スクールバス乗車希望者の居住地等を勘案し、柔軟なスクールバス運行が図れるよう、バスの台数確保が必要である。なお、乗降時を含め、スクールバス運行時の安全確保には、十分な配慮が必要である。

⑥ 分校のあり方

- 現出石特別支援学校みかた校（知的障害部門：小学部・中学部・高等部）は、但馬北西部の遠距離通学等の解消を図るため、引き続き、統合後の新設校の分校として存続が必要である。

（２）教育の充実

両校がこれまでに実践してきた教育の継承を基礎とし、それぞれの実践を融合させて、新たな教育の充実を望む。

① 教育課程に関すること

○ 聴覚障害、知的障害の指導の専門性を組み合わせた、教育課程の工夫・充実

- ・ 聴覚障害、知的障害のある児童生徒の双方が刺激を受け合うことで主体的・対話的で深い学びにつながるよう、共に学ぶ機会を設けた教育課程の工夫が必要である。
- ・ 共に学ぶ機会の充実のため、適切で丁寧な指導で的確な言葉の習得と概念の形成を図る聴覚障害教育の良さと、生活に結びついた具体的な体験活動を通して生きる力を育む知的障害教育の良さを生かす教育課程について研究が必要である。
- ・ 障害部門や教育課程を跨いだ学習集団の形成や時間割の編成を工夫し、個別最適な学びと協働的な学び^{*}の実現のため、教員の保有する教員免許や専門性を効果的に発揮した授業が望まれる。

- 個に応じた指導に加え、学習内容に応じ、障害部門や学年を跨いだ学習等を取り入れた柔軟で適切な学習集団の形成による指導の充実
 - ・学習内容に応じた、多様で効果的な学習集団を編成することが必要である。
- ICTの活用による交流及び共同学習^{*}の充実
 - ・これまで築いてきた近隣の学校等との交流及び共同学習を充実させるため、ICT活用等による交流の積極的な取組が必要である。
- オンライン授業^{*}のあり方の研究
 - ・姫路聴覚・神戸聴覚特別支援学校とのオンライン授業は、聴覚障害児童生徒同士が手話により意見交換を行う等、協働的な学びを体験する機会の確保につながり、引き続きの取組が必要である。
 - ・高等部のオンライン授業は、現行では履修、単位認定等に制度的な制約があるため、すべてを置き換えることはできないが、生徒同士のグループ協議や成果発表等、制度内での効果的な活用について研究が必要である。
- 就学前から高等部卒業までの一貫したキャリア教育の充実
 - ・早期から高等部卒業後の生活を見据えて、多様な進路希望がかなえられる教育課程の編成や指導の工夫・充実等の研究が必要である。
 - ・出石特別支援学校では一人一人の進路希望に応じて、関係機関等と連携した丁寧な進路指導を行い、高い一般就労率^{*}を維持している。聴覚障害部門の生徒にもこれまでの取組実績を生かし、関係機関等と連携したキャリア教育の更なる充実・発展が望まれる。

② 学びの支援

- 知的障害部門への手話や視覚支援^{*}等による指導の充実
 - ・聴覚障害部門と知的障害部門の児童生徒が共に学ぶため、知的障害部門の教員にも手話の研修が必要である。
 - ・知的障害児童生徒にとっても言葉による指導だけでなく、手話を併用することで内容を理解しやすいことがあるため、手話の積極的な活用が望まれる。
 - ・どの児童生徒にも理解しやすいよう、効果的な視覚支援を取り入れた指導を行う必要がある。
- 個に応じた手段によるコミュニケーション指導の推進
 - ・人との関わりや自己選択・自己決定の力を養うために、個に応じた多様な意思表示手段の習得とそれを活用する機会の確保が必要である。
 - ・小・中学校等に在籍する児童生徒のコミュニケーションに課題のある児童生徒に対する指導・支援の充実のため、個に応じた意思表示手段の習得と活用の好事例の発信が望まれる。
- 併せ有する障害^{*}への対応力の強化
 - ・聴覚障害部門と知的障害部門の併置校となり、併せ有する障害への対応力強化のため、県内の視覚・肢体不自由・病弱特別支援学校との学校間のセンター的機能の連携や、保健・医療・福祉等の専門家による助言の活用により、重複障害^{*}のある児童生徒への専門的な指導・支援の知見を深める必要がある。

○ 医療的ケア[※]児や訪問学級在籍児童生徒が安心して学べる体制の充実

- ・出石特別支援学校がこれまでに培ってきた医療的ケアの取組を継承し、教員と看護師・医療的ケア指導医・保護者等が連携した安全・安心な実施体制の充実が必要である。
- ・訪問学級児童生徒についても、個に応じた適切な訪問教育[※]を受けられる体制づくりが望まれる。

③ 地域や関係機関との交流・連携

○ 地域の方を招き入れる仕掛け等のある開かれた学校づくりの推進

- ・開かれた学校づくりのため、学校行事だけでなく、接客や販売の実習等に地域の方を招き入れる取組が必要である。
- ・地域と協働して取り組んできた防災教育や交通マナーを含めた交通安全教育の充実が望まれる。

○ 学校・企業・地域と連携した交流活動の展開

- ・近隣の小・中学校、高等学校、芸術文化観光専門職大学との交流活動や副籍を生かした居住地校交流を一層推進し、豊かな体験を通じた学びの充実を図ることにより、障害のない児童生徒等が障害のある人への理解を深めることが望まれる。
- ・地域の住民や企業、福祉事業所等との交流活動を一層推進し、地域に貢献する経験を通して児童生徒が自己肯定感や自己有用感を高めるとともに、地域が障害のある人との共生について、理解を深めることが望まれる。
- ・みかた校の児童生徒が、本校と共同で行う行事や授業等の活動を通して、同じ学校の仲間としての意識を高め、大きな集団での切磋琢磨できる機会の確保が望まれる。

○ 医療・福祉・労働機関等との連携及び新たな体制づくりの構築

- ・本人・保護者を中心に捉え、発達段階に応じた関係機関との情報共有や連携を重視し、新しい学校と各機関が支援に協力したり、補完したりできる体制づくりの研究が必要である。

(3) センターの機能の充実

両校がこれまで担ってきた地域支援の継承を基礎とし、より高い専門性や縦横連携による支援体制の構築により、地域の特別支援教育の更なる推進を望む。

① 聴覚支援センター[※]の役割等の明確化と機能の強化

- ・聴覚支援センターは、但馬・丹波地域の聴覚障害教育の拠点として、在校生だけでなく、地域の乳児から高等学校の生徒まで、難聴児とその保護者への継続した支援が必要である。
- ・新生児聴覚スクリーニング検査[※]等により難聴が判明した乳幼児は、できるだけ早期からの聴覚活用や言葉の獲得のための療育が必要である。定期的に療育が受けられるよう、市町の福祉等と連携した保護者支援が必要である。
- ・小児難聴を専門的に診ることのできる病院がない但馬地域においては、聴覚支援センターが重要な役割を担っており、言語聴覚士など専門家の教育的活用や、保

健・医療・福祉機関からの支援が必要である。また、医行為^{*}に関わることから、医療・福祉との役割分担等の明確化が必要である。

- ・人工内耳や補聴器の性能が進化しているため、聴能に関する機器等の扱いについて、専門家の助言や支援を受ける必要がある。

② 市町教育委員会、エリアコーディネーター^{*}、医療・福祉との連携強化による地域支援の充実

- ・聴覚障害、知的障害、それぞれの専門性を生かした地域支援が必要である。
- ・小・中学校等は、就学相談や校内支援体制の整備、障害のある児童生徒の個別の指導・支援等についての対応力の向上が求められており、小・中学校等に関係機関等と連携した支援体制について助言する等、地域全体の支援力を高めることが必要である。

③ 教育相談でのICT活用のあり方の研究

- ・リモートと対面による教育相談のそれぞれのメリットを活かした相談方法等の整理研究が必要である。
- ・聴覚障害や知的障害のある児童生徒に対してICTを活用したリモートによる指導・支援を行うために、聞こえやすい環境や聞き取りやすい設備、理解しやすい視覚支援等の配慮が必要である。

④ ICTを活用した研修や公開講座の充実

- ・広域な但馬地域で小・中学校等の教職員の特別支援教育に関する専門性向上を図るため、みかた校や和田山特別支援学校とも連携し、効果的にICTを活用した研修や公開講座の充実を図ることが必要である。

⑤ 高等学校における通級による指導^{*}（拠点高等学校（豊岡総合・但馬農業高等学校）の協力校）の支援

- ・小・中学校で通級による指導を受けたことのある生徒を含め、障害のある生徒の高等学校への進学が増え、高等学校における通級による指導のニーズが増加し、特別支援学校が構築してきたノウハウ等の発信が望まれる。
- ・高等学校における通級の拠点高等学校の協力校として、地域の縦横連携の強化を図るとともに、高等学校生徒へのアセスメントなど、通級による指導への一層の協力が必要である。

（４）教員の専門性

校内での研修体制の構築と聴覚障害部門と知的障害部門の異なる専門性のある教員同士の連携や情報共有等により、それぞれの専門性を次世代に継承する体制を望む。

① 障害種別の専門性

- ・教員が聴覚障害部門と知的障害部門の両方の授業を担当したり、研究したりすることを通して、相互理解や情報共有等を深め、専門性の向上や異なる障害種別の理解促進を図る必要がある。

② 年代別の専門性

- ・専門性を次世代に継承するための校内での研修体制の構築や、先輩教員による実践的なOJT等により専門性の伝承を推進し、学校全体の専門性の向上を図る必要がある。

③ 中核となる人材育成

- ・大学や国立特別支援教育総合研究所[※]等への長期研修派遣事業[※]等の活用により、校内にとどまらず、地域の特別支援教育の中核となるリーダー育成の必要がある。

4 施設・設備の整備

(1) 教育環境の整備

① 学校機能

- ・人工内耳の装用等、時代に応じた情報保障機器の活用など、聴覚障害に対応した施設整備が必要である。
- ・障害の多様化、重度化のほか、医療的ケア児等の多様な児童生徒が安全・安心で、ユニバーサルデザイン[※]に配慮した施設設備が必要である。
- ・現在の生活様式に応じた寄宿舎の設置が望ましい。
なお、設置の際には、今後の舎生数の見込みを精査した整備とする。

② 教育の充実のための施設設備

- ・教室配置は、学習内容に応じ、障害部門や学年を跨いだ様々な学習集団の編成がスムーズにできるよう配慮が必要である。
- ・学校内のどこの場所でも、ICTの活用ができるよう、体育館を含めWi-Fi環境の整備が望ましい。
- ・一般就労に向けたビルメンテナンス室[※]等、多様な実習室の整備が必要である。

③ 地域に開かれた施設設備

- ・他校種を含め地域の方と交流できる多目的なスペースの確保のほか、地域や関係機関を対象とした公開講座等が実施できる研修室等の確保が望ましい。
- ・児童生徒が学校・企業・地域と協働して農作物の栽培や加工ができる屋外交流スペースの確保が望ましい。

④ センターの機能の充実のための施設設備

- ・聴覚支援センターの機能強化には、ICTが活用できる教育相談室の複数整備や保護者の待機スペースの確保のほか、必要な設備の整備が望ましい。
- ・地域の小・中・高等学校を対象とした研修等が実施できるスペースの確保が望ましい。

(2) 統合校の位置等

統合後の学校像では、聴覚障害部門の高等部設置、寄宿舎の設置等が求められているが、両校の現行の敷地内で最大限の施設整備を実施しても、求められる学校機能の整備は難しい状況である。

県教育委員会は、求められる学校像の実現に向けて、適地の確保に努められたい。

その際、両校の通学生が引き続き通学できることはもちろんのこと、但馬地域の特別支援教育の中核を担うことから、位置的にも十分な配慮が必要である。また、スクールバスや教育相談等の来校者用の十分な駐車スペース等の確保にも配慮が必要である。

5 統合までのスケジュール

上記4（2）にあるように、適地の選定に時間を要することも十分に考えられる。

また、適地選定後、設計、工事期間のほか、それぞれの入札準備期間等を踏まえれば、4年程度の期間を要するものと想定される。これらを踏まえると、統合の時期は、概ね令和9年4月が望ましい。

6 おわりに

本会議は、地域住民、保護者、教職員と一体となって、発展的統合を考え、これからの子どもたちに良い教育環境を提供するという視点のもと、検討・協議を重ね、意見をとりまとめた。

会議では、保護者からの切実な心情も紹介された。

本会議としては、統合する2校の校風や伝統を、互いが尊重し認め合い、そして融合し、子どもたち一人一人が、生き生きと学校生活を送り、卒業後も誇りに思える学校となることを願っている。そのため、県教育委員会には、学校や地域住民の意見を聞きながら望ましい教育環境の構築を、学校には、両校の良さを融合した教育課程等の研究を、地元関係者には、学校と保健・医療・福祉、地域が連携を深め、一体となって支援していく体制づくり等の統合準備を着実にを行う必要がある。

また、統合校が、より地域に開かれ、地域を受入れ、日頃から、地域に障害のある人がいることが認知され、障害のある人と地域住民や保護者との相互理解や信頼関係を深める場所となり、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムが一層推進されることを期待する。

○ 併せ有する障害

学校教育法施行令第22条の3に規定する、特別支援学校への就学が適当と認める程度の障害を主障害とし、その主障害とは別に併せ有している障害。自閉スペクトラム症など、第22条の3に規定されていない障害も含む。

○ 一般就労率

高等部全卒業生に占める「一般就労」した生徒の割合。福祉施策による「福祉的就労」と区別して、企業や公的機関などと労働契約を結んで働く一般的な就業形態（障害者雇用を含む）を、「一般就労」と呼ぶ。令和3年度高等部卒業生の一般就労率が24.2%であったのに対し、県立出石特別支援学校卒業生は53.8%であった。

○ 医行為

医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為。医療関係の資格を保有しない者は行ってはいけない。

○ 医療的ケア

一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。（学校における医療的ケアの実施に関する検討会議資料「学校における医療的ケアへの対応について」より引用）

○ エリアコーディネーター

各教育事務所で小・中学校に一人ずつ教科等指導員（特別支援教育）として委嘱する。特別支援学校や各市町の代表コーディネーター、教育事務所の学校問題サポートチームと連携して、小・中学校の管理職や教職員に対して研修や助言を行うことで、通常の学級を含む特別な教育的ニーズのある児童生徒の支援体制に関する課題を、学校で解決する力の向上に寄与する。

○ オンライン授業

Web会議システムを用いて、教員と各家庭をつないだ遠隔学習。新型コロナウイルス感染症の拡大により臨時休業が長期化する見通しとなった時期に、登校できなくても学びを止めないために、特別支援学校でも実践が広がった。新型コロナウイルス感染症が収束した「ポストコロナ」の段階においても、日常的にICTを活用し、対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育を使いこなし「ハイブリッド化」することで、協働的な学びを展開することが期待されている。（文部科学省パンフレット「学びを止めない！これからの遠隔・オンライン教育」より引用）

○ 関係機関とのネットワーク

特別支援学校がセンター的機能を発揮し、地域の学校園等を支援するにあたっては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図り、必要な助言や情報提供を行うことが求められている。

○ 協働的な学び

これまで「日本型学校教育」において重視されてきた探究的な学習や体験活動などを通じ、子ども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する学び。「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（令和3年1月26日中央教育審議会答申）において、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」とした。

○ 県立特別支援学校における教育環境整備方針

本県のめざす特別支援学校の実現に向けて、障害のある幼児児童生徒の可能性を伸ばす教育の実効性を高めるため、本県の現状と課題及び今後の特別支援学校のあり方を踏まえ、令和3年2月に教育環境整備に関する方針を策定。本方針において、豊岡聴覚特別支援学校と出石特別支援学校の統合を検討することが示されている。

○ 高等学校における通級による指導

小・中学校で通級による指導等を受けたことのある生徒が、高等学校へ進学後も引き続き必要な指導・支援が受けられるよう、平成30年度から高等学校における通級による指導が制度化された。県立高等学校では令和4年度、20校の拠点校に23人の担当教員を加配措置し、巡回による指導を行っている10校と合わせて、30校で通級による指導を行っている。各拠点校に協力する特別支援学校を指定し、通級による指導の対象となる生徒のアセスメントや個別の教育支援計画、個別の指導計画作成、自立活動の指導等の助言を行っている。

○ 交流及び共同学習

障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する教育活動。相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面の両立が重要である。両方の側面が一体であることをより明確に表すため、「交流及び共同学習」と表記している。

○ 国立特別支援教育総合研究所

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、国や地方公共団体、関係機関等と連携・協力しつつ、主として国の政策に即応した実際的な研究活動、専門的・技術的な研修、情報収集・普及等を一体的に実施している研究機関。我が国における障害のある子どもの教育の充実・発展に寄与するため、昭和46年に当時の文部省直轄で国立特殊教育総合研究所として神奈川県横須賀市に設置された。

○ 個別最適な学び

『令和の日本型学校教育』の構築を目指して(令和3年1月26日中央教育審議会答申)」において、2020年代を通じて実現を目指す新しい時代を見据えた学校教育の姿として、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない個別最適な学びの実現や、その学びを支えるための質の高い教育活動を実施可能とする環境の整備の必要性が示された。ICTの活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備により、「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念である「個別最適な学び」と、これまでも「日本型学校教育」において重視されてきた、「協働的な学び」とを一体的に充実することを目指している。

○ 視覚支援

聴覚障害があり、ことばの指示が伝わりにくい場合だけでなく、知的障害等があり、ことばだけの指示では何をすれば良いのかわかりにくかったり、指示されていることのイメージが難しかったり、たくさんの指示を覚えられなかったりする場合に、写真や絵カード、具体物、見本など、指示されていることが視覚的に分かりやすいよう工夫した支援。

○ 新生児聴覚スクリーニング検査

新生児を対象とした「耳の聞こえ」の検査。出産した医療機関等で、退院までの間に検査を受けることで、先天性難聴児を早期に発見し、適切な支援を受けることにより、自立した生活を送るために必要な言語・コミュニケーション手段の獲得につなげる。

○ 人工内耳

補聴器での装用効果が不十分な聴覚障害者に対する唯一の聴覚獲得法。マイクで集めた音を、手術により耳介の後ろに埋め込んだ受信装置へ送る。早期から人工内耳を入れる等の対応により、地域の小・中学校等へ就学する児童生徒が増加している。しかし、完全に聞こえるようになるわけではないので、手術後も定期的なリハビリテーションや特性に応じた適切な指導・支援が必要。

○ センターの機能

学校教育法第74条により、特別支援学校が、学校園の要請に応じて、障害のある幼児児童生徒の教育に関し、①教員への支援、②特別支援教育に関する相談・情報提供、③幼児児童生徒等への指導・支援、④関係機関等との連絡・調整、⑤教員に対する研修協力、⑥施設設備等の提供、といった必要な助言や援助を行うことを目的に有している機能。

○ 聴覚支援センター

令和3年度難聴児支援のあり方等検討会議報告及び令和4年2月25日付け「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針について(通知)」を踏まえ、聴覚特別支援学校のセンター的機能により、難聴児の療育・教育における中核的な役割を担うため、令和4年4月に県立聴覚特別支援学校5校に聴覚支援センターを設置し、関係機関と連携して早期支援の促進と充実を図っている。

○ 長期研修派遣事業

県下の特別支援教育の充実に資するため、特別支援教育に携わる公立学校教員を大阪教育大学、京都教育大学、岡山大学教育学部、神戸大学大学院、兵庫教育大学、国立特別支援教育総合研究所に派遣し、特別支援教育に関する専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上と指導力の充実に努めている。

○ 重複障害

複数の障害を併せ有する状態。特別支援学校の重複障害学級の対象となるのは、学校教育法施行令第22条の3に規定する、特別支援学校への就学が適当と認める程度の障害を2つ以上有する者。

○ 特別支援教育推進計画

障害者基本法（第16条 教育）等による教育委員会の責務を踏まえ、中長期的な視点に立ち、県の特別支援教育を推進するための取組を具体化した計画。平成19年3月に策定後、以後の取組を評価検証し、平成26年3月に第二次、平成31年3月に第三次の計画を策定している。

○ ビルメンテナンス室

高等部の作業学習の時間等に、プロが行う清掃の実習ができる部屋。知的障害特別支援学校高等部を卒業後、就労先で最も多く担っている業務の一つに清掃がある。そこで、兵庫県特別支援学校技能検定では、ビルクリーニング部門を設置し、ダスタークロス、モップ、テーブル拭きの3種目について評価表に基づいた級の認定を行っている。技能検定には他にも喫茶サービス部門、物流・品出し部門、パソコン部門がある。

○ 訪問教育

障害の程度が重く、特別支援学校への通学が困難な児童生徒に対し、教員が家庭、重症心身障害児施設、医療機関等を訪問して行う教育。令和4年5月1日現在、兵庫県の特別支援学校の幼児児童生徒6,058人の約2%にあたる117人が訪問教育を受けている。

○ ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、国籍などにかかわらず、多様な人が利用しやすいようデザインする考え方。

○ 療育機関

就学前の障害のある幼児等に日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う児童発達支援センター等の福祉機関。

統合後の新しい学校像検討会議 審議経過

回	日程	会場	協議等の内容
第1回	5月27日	豊岡総合庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長・副委員長選出 【報告】 ・兵庫県の特別支援教育の現況 ・但馬地域における児童生徒数の推移等 ・検討会議の検討スケジュール（案） ・両校の教育の現状と課題 （豊岡聴覚特別支援学校、出石特別支援学校） 【協議】 ・新しい学校に望む教育や学校環境等について
第2回	8月3日	豊岡総合庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 【報告】 ・第1回会議意見を踏まえた現状と課題、実現に向けた取組について 【協議】 ・新しい学校像に向けた課題と方策について （教育内容等）
第3回	9月5日	豊岡総合庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 【協議】 ・検討会議報告骨子（案）について （学校機能、教育の充実、センター的機能の充実、教員の専門性） ・新しい学校像に向けた課題と方策について （施設・設備の整備）
第4回	10月7日	豊岡総合庁舎	<ul style="list-style-type: none"> 【協議】 ・統合後の新しい学校像検討会議報告書（案）

統合後の新しい学校像検討会議設置要綱

(名 称)

第1条 この会を、統合後の新しい学校像検討会議（以下、「検討会議」）という。

(目 的)

第2条 兵庫県特別支援教育第三次推進計画にもとづく縦横連携を推進し、幼児児童生徒の自立と社会参加をめざしたより質の高い教育を実現していくため、県立豊岡聴覚特別支援学校と県立出石特別支援学校（以下、「両校」）の発展的統合に向けた「統合後の新しい学校像」の検討を行う。

(組 織)

第3条 検討会議は次に掲げる委員によって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) 保護者
- (4) 行政関係者

2 他の意見を聞くため、必要に応じて上記以外の者の参加も認める。

(会議の主催)

第4条 検討会議は、兵庫県教育委員会が主催する。

2 検討会議は、必要に応じ随時、兵庫県教育委員会が招集する。

(委員長等)

第5条 検討会議に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により決定する。
- 3 委員長は委員会を統括し、議事進行にあたる。
- 4 委員長は予め副委員長を指名する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代行する。

(協議内容)

第6条 検討会議は、統合後の新しい学校像に関する次に掲げる事項について検討する。

- (1) 教育内容の充実
 - ・適正規模の学習集団編成による学びの充実
 - ・多様な教育的ニーズに応じた指導の充実と専門性の向上
 - ・小中高等部一貫した教育支援体制の充実
 - ・関係機関とのネットワークをいかしたセンター的機能の発揮
- (2) 施設・設備など学校環境の充実
- (3) 発展的統合の時期
- (4) その他

(謝 金)

第7条 委員が検討会議に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。
ただし、市町職員、県職員及び県費負担教職員にあつては支給しない。

(旅 費)

第8条 委員が検討会議に出席したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。
2 代理人が会議に出席したときは、代理人に対して旅費を支給する。この場合において、代理人の格付けは、本人同様とする。ただし、県及び市町の職員である代理人については、当該職員の職務の級とする。

(設置期間)

第9条 検討会議の設置期間は、施行の日から、令和5年3月31日までとする。
2 委員の任期も同様とする。ただし、途中で役職等に異動が生じた場合は、後任者をもって充てる。

(庶 務)

第10条 検討会議の庶務は教育委員会事務局特別支援教育課において処理する。

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。

統合後の新しい学校像検討会議委員名簿

区 分		名 前	所 属 等
学識経験者		橋詰 和也	武庫川女子大学 教授
		井澤 信三	兵庫教育大学大学院 教授
		村尾 克彦	兵庫教育文化研究所 事務局長
学校代表		森山 剛	豊岡聴覚特別支援学校 校長
		倉田 晴美	出石特別支援学校 校長
学校教職員		長谷川 琴美	豊岡聴覚特別支援学校 主幹教諭
		藤本 佳苗	出石特別支援学校 主幹教諭
保護者		西本 優子	豊岡聴覚特別支援学校 P T A会長
		藤室 貴大	出石特別支援学校 P T A会長
医療機関		遠藤 剛	豊岡市医師会 理事（耳鼻科医）
		舟木 今日子	豊岡市医師会 理事（内科医）
聴覚障害者団体		小林 泉	兵庫県聴覚障害者協会 副理事長
地元行政	教育	和田 晃典	豊岡市教育委員会 こども教育課長
	保健・福祉	大谷 賢司	豊岡市健康福祉部 社会福祉課長
県行政	教育	村田 かおり	兵庫県教育委員会 教育次長
	地域教育	大塚 一也	兵庫県教育委員会 但馬教育事務所長

資 料

- 1 兵庫県特別支援教育第三次推進計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 20
- 2 県立特別支援学校における教育環境整備方針【概要版】(抜粋)・・・・・・・・ 22
- 3 公立小中学校、特別支援学校の幼児児童生徒数の推移(但馬地区)・・・・ 26
- 4 但馬地域における公立小中学校障害児学級と特別支援学校の児童生徒
数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 5 寄宿舎入舎生の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 6 令和4年度豊岡聴覚特別支援学校と出石特別支援学校の居住地別児童
生徒数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 7 豊岡聴覚特別支援学校と出石特別支援学校の児童生徒数見込・・・・・・・・ 30
- 8 豊岡聴覚特別支援学校と出石特別支援学校の比較・・・・・・・・・・・・ 31
- 9 豊岡聴覚特別支援学校と出石特別支援学校における教育の現状と課題・・ 32

第1章 兵庫県特別支援教育第三次推進計画の基本的な考え方

1 策定の趣旨

本県では、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、きめ細かく適切な指導と必要な支援を行うため、これまで、「兵庫県特別支援教育推進計画」「兵庫県特別支援教育第二次推進計画」に基づき、校園内支援体制の整備や教職員の専門性の向上、特別支援学校の再編等の施策を展開してきた。

国においては、障害者権利条約発効後、インクルーシブ教育システムに関する国の動向や共生社会の実現に向けた取組が加速化するなど、障害者を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした状況から、兵庫県教育委員会(以下、県教委という。)は、平成30年7月、兵庫県特別支援教育第二次推進計画の評価検証を目的として、兵庫県特別支援教育第二次推進計画評価検証委員会を設置した。本県の特別支援教育のこれまでの取組及び課題と方向性について審議を重ね、「兵庫県特別支援教育第二次推進計画評価検証委員会報告」が平成31年1月に取りまとめられた。

本報告では、5年間の取組の成果と課題及び国の動向を勘案し、「本人・保護者を中心に据え、就学前から卒業後へとつないでいく縦(線)の連携と、教育だけでなく、保健・福祉、医療、労働等の関係機関や地域住民とつながっていく横(面)の連携からなる『縦横(タテヨコ)連携』を教育委員会・学校園が主体となって推進することが求められる。」との提言がなされた。

この提言の趣旨を踏まえ、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のさらなる充実を図ることを目的に、「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」をここに策定する。

2 計画の性格

障害者基本法(第16条 教育)等による教育委員会の責務を踏まえた、特別支援教育に関する基本的な計画

第3期「ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)」(平成31年3月策定)に基づき、中長期的な視点に立ち、県の特別支援教育を推進するための取組を具体化した計画

3 計画の期間

- (1) 平成31(2019)年度から2023年度までの5年間とする。
- (2) 社会状況の変化や国の動向等を踏まえ、必要に応じて、見直しを行う。

4 兵庫県がめざす特別支援教育

すべての子どもが認め合い、安心して学べる環境

すべての学校園において、すべての幼児児童生徒が、互いを認め合い、持てる力を十分発揮し、自己実現に向けて集団の中で安心して学ぶことができている。

幼児児童生徒に応じた合理的配慮の提供

障害のある幼児児童生徒が、個別の教育支援計画等の引継ぎにより適切な合理的配慮が提供され、学習することができている。

切れ目ない一貫した支援

学校における支援の効果をより高めるため、障害のある幼児児童生徒が、保護者や保健・福祉、医療、労働等の関係機関との連携による、切れ目ない一貫した支援を受けることができている。

5 取組の方向性

本計画では、兵庫県がめざす特別支援教育の実現に向けて、今後10年を見据えた2つの柱、「連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携)」と「連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実(横の連携)」を推進することとし、まずは5年間、縦横(タテヨコ)連携の構築に取り組む。

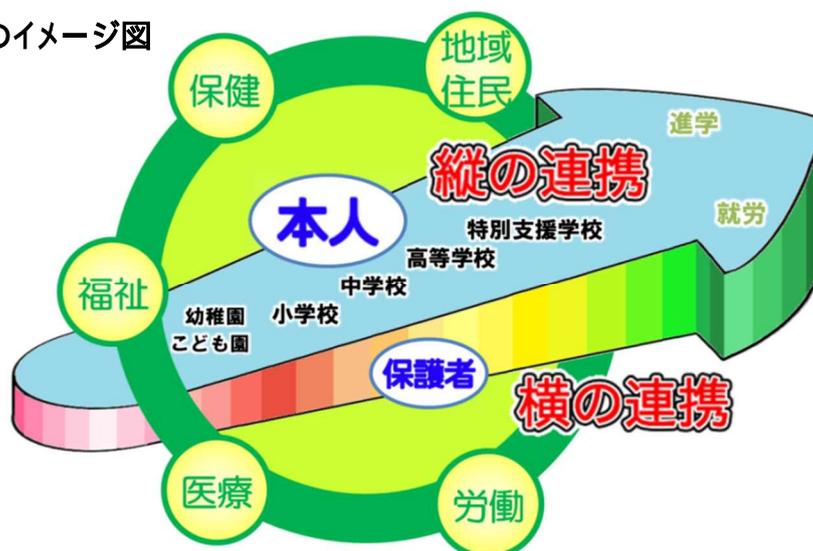
連続性のある多様な学びの場における教育の充実(縦の連携)

～すべての学校園で取り組みつなく特別支援教育～

連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実(横の連携)

～早期から卒業後へ支えつなげる特別支援教育～

縦横(タテヨコ)連携のイメージ図



県立特別支援学校における教育環境整備方針【概要版】（抜粋）

I 方針策定の趣旨

「兵庫県特別支援教育第三次推進計画（H31～R5）」に基づき、これまで「地域の実情に応じた特別支援学校の整備（特別支援学校の狭隘化への対応等）を推進」



特別支援教育を取り巻く社会情勢が近年著しく変化
教育環境改善のため、国が特別支援学校の設置基準を制定（R3.9月）

共生社会を見据え教育の実効性を高めるため、計画的な教育環境整備に資する本方針を策定

本県のめざす特別支援学校

- 児童生徒の多様な教育的ニーズを踏まえ、一人一人の可能性を伸ばす学校
- 安全・安心で、エバーサルデザインに配慮した生活・学習空間を備えた学校
- 切れ目ない支援を関係機関等と協働する学校（特別支援学校のセンター的機能を発揮）

【参考】特別支援教育の目的（学校教育法第72条）

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う教育を行う。

【障害種別ごとの教育と施設・設備】

種別	本県がめざす教育	配慮すべき施設・設備
視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ○聴覚、触覚及び保有する視覚を十分に活用して、事物・事象や動作と言葉を結びつけることで、的確な概念形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにし、思考力や判断力等を育成する教育 ○場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮することで、空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学びを展開する教育 ○障害の状態に応じて点字等を習熟させるとともに、視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等の活用を通して、主体的な学びを促す教育 	<ul style="list-style-type: none"> ○十分な明るさの確保、わかりやすい目印、手すり等、活動や移動に支障がない校内環境整備 ○ブラインドやカーテン、拡大読書器等見えやすい環境の整備 ○避難経路に目印や照明を設置等

種別	本県がめざす教育	配慮すべき施設・設備
聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体験的な活動を通して、学習の基盤となる語句などについての確かな言語概念の形成を図り、児童生徒の発達に応じた思考力や判断力等を育成する教育 ○ 児童生徒の聴覚障害の状態に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して、話し合いなどを積極的に取り入れ、的確な意思の伝達を育てるとともに、補聴器や人工内耳等の利用により、児童生徒の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動を展開する教育 ○ 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器等を有効に活用し、指導効果を高める教育 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教室内の字幕放送受信システム等音声情報を視覚的に受容することができる校内環境整備 ○ 防音環境のある指導室や絨毯等の確保、行事における進行等の文字表示等、聞こえにくさに応じた環境や情報の整備 ○ 緊急情報を視覚的に受容する設備の設置 等
知的障害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実生活に即した具体的な活動を学習活動の中心に据え、継続的、段階的な指導と一貫性のある関わりにより、主体的な活動を促し、充実感や達成感を得られる教育 ○ 望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活、職業生活に生きて働く知識及び技能、習慣、課題を解決しようとする思考力や判断力、豊かな人間性を育む教育 ○ 興味や関心、得意な面や発達等に注目するとともに、コンピュータ等の情報機器等を効果的に活用し、児童生徒のもつ能力や可能性を引き出す教育 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 動線や目的の場所が視覚的に理解できるように、校内環境整備 ○ 危険予知力の不足がみられることから安全性を確保した校内環境整備、生活体験を主とした活動を可能にする場の確保 ○ 災害等発生後の簡潔な動線、わかりやすい設備の配置 等
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体験的な活動を通して言語概念等の形成を的確に図り、児童生徒の障害の状態や発達段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成を図る教育 ○ 身体の動きや認知特性等に応じて、各教科の指導内容や方法を工夫するとともに、自立活動の時間における指導と密接に関連させ、学習効果を一層高める教育 ○ 身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具等を工夫したり、コンピュータ等の情報機器等を有効に活用したりして、指導効果を高める教育 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教室配置の工夫や施設設備の改修（段差解消、スロープ、手すり、開き戸、エレベーター等） ○ レバー式水栓等、上下肢の動きの制約に対する施設設備の工夫、姿勢変換スペース等、車いす等で移動しやすい空間の確保 ○ 避難経路の確保、災害時発生後の必要な物品準備 等
病弱	<ul style="list-style-type: none"> ○ 授業時数の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な学習に重点を置くとともに、各教科等相互の関連を図り、効果的な学習活動を展開する教育 ○ 健康状態の維持や管理、改善に関する指導等、自立活動における指導との関連を保ち、自己理解を深めながら学びに向かう力を高める教育 ○ 病気の状態や学習環境に応じて、コンピュータ等の情報機器等を活用したり、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れたりして、体験的な活動を通して、思考力、判断力、表現力等の育成を図る教育 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自ら医療上の処置を必要とする場合等に対応できる場の確保 ○ 紫外線カットフィルム、落ち着ける空間の確保等、健康状態等の維持等を考慮した施設設備備 ○ 迅速に避難できない児童生徒の避難経路の確保、災害発生後の薬や非常電源の確保、長時間の停電に備え手動で使える機器等の整備等

【共通して対応すべき事項】

項 目	めざす方向
<p>① スクールバス及び寄宿舍</p> <p>○自力通学のほかスクールバス運行により通学利便性を確保</p> <p>○通学困難な児童生徒には、寄宿舍を設置し、専門的な教育を確保 一方で近年、寄宿舍の入舎児童生徒数は減少傾向 今後の動向を注視</p> <p>② 障害者スポーツ関連の対応</p> <p>○特別支援学校バリアフリー化の状況（体育館出入口バリアフリー改修 屋外多目的トイレ、スロープ改修等） （H27以降の整備率 81.5%）</p> <p>③ 災害時の対応</p> <p>【県立特支校の避難所指定】 指定避難所 6校 福祉避難所 9校</p> <p>④ 施設老朽化への対応</p> <p>○施設築年数を考慮した長寿命化、特別教室への空調整備及びトイレの洋式化等について、計画的に対応</p>	<p>○長距離通学の改善・解消を図るため、スクールバスの車種、台数、運行経路等を毎年度工夫改善</p> <p>○複数障害種別校等への整備にあたっては、寄宿舍の再編も含めて検討</p> <p>○特別支援学校を地域の障害者スポーツ推進拠点として、ユニバーサルに配慮し、整備率を向上</p> <p>○地元市町からの要請に応じ、避難所整備や備蓄、非常電源等を確保</p> <p>○安全・安心な教育環境整備の推進のため、「県立学校施設管理計画」（H28策定）に基づき老朽化対策を実施。</p> <p>○引き続き、優先順位や緊急性等を考慮し、計画に沿って整備・充実</p> <p>【整備区分】 躯体・外壁等改修 特別教室への空調導入 トイレ改修（洋式化）、内装改修等</p>

3 障害種別ごとの本県の教育における現状と課題、取組の方向

障害種別	県立校数	在籍者数	現状	課題等	取組の方向
視覚	1校	横ばい	<ul style="list-style-type: none"> 全県の視覚障害教育を担う（センター的機能を含む） 広域な通学区域、寄宿舎設置 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人に応じた教育や地域支援のニーズにも対応できる教員の専門性の確保 校舎及び寄宿舎の老朽化 	<ul style="list-style-type: none"> 短期的な見直しに加え、長期的な視点での人材育成及び人事交流 改修、改築を実施する際は老朽化解消の限定的対応のみならず、複数障害種別校への再編等、抜本的な対応も視野に入れて検討
聴覚	5校	減少傾向	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校の難聴学級増加 全体的には減少傾向だが、重複障害のある児童生徒は増加傾向 	<p>【難聴児支援のあり方検討会議意見への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 早期支援の充実ため、聴覚障害教育の中核となるセンター的機能の強化 適正な学習集団の確保 障害の重度・重複化、多様化に対応した指導ができる教職員の育成、研修の機会や場の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚特別支援学校の聴覚支援センター活用の充実 →保健医療福祉と連携したワトソフ支援体制 関係機関との連携を強化（外部人材） ◎むこがわ特別の整備 （阪神地域の聴覚障害教育の拠点校として整備） ◎豊岡聴覚と出石特別の統合を検討 （但馬地域の聴覚障害教育の拠点校として機能強化） 短期的な見直しに加え、長期的な視点での人材育成及び人事交流
知的	22校	地域により増り増加	<ul style="list-style-type: none"> 一次計画、二次計画により整備推進 三次計画推計では、阪神、神戸地域で大幅増加、淡路地域は減少 特別教室の転用や仮設校舎整備等で普通教室を確保 教育活動に制限が生じている学校もある 	<ul style="list-style-type: none"> 狭隘化が著しい阪神地域での整備推進 在籍者数増加に伴う普通教室の不足等 学校狭隘化への対応や教育環境の改善 狭隘化が進む東播磨地域での整備検討 地域の実情等を踏まえた対応や検討 障害児入所施設の再編による、在籍者数の増減等 	<ul style="list-style-type: none"> ◎むこがわ特別の整備（再掲）（芦屋特別の狭隘化解消） ◎阪神北地域新設の整備（こやの里特別の狭隘化解消） ◎いなみ野及び栗はりまの対応の検討 （地元市町と連携し、純廃合校の施設活用等を含め整備手法を検討） ◎出石特別と豊岡聴覚の統合を検討（再掲） （小～高等部までの知的障害教育の一貫した支援体制の充実 等） 障害児入所施設隣接校の対応 （在籍者数の増減ある学校は、今後の動向を注視し対応を検討） ◎高等特別と上野ヶ原の効果的な施設活用の検討 （同一敷地内にあり、施設共用等教育充実のため効果的な活用方法を検討）
肢体	4校 (知肢併置)	横ばい	<ul style="list-style-type: none"> 重複障害等、多様な教育的ニーズに対応 肢体不自由と知的重複障害児童生徒が教育的ニーズにより、居住地近隣の知的障害特別支援学校に在籍する例あり。 広域な通学区域寄宿舎設置 （小中高：和田山、高：播磨） 	<ul style="list-style-type: none"> 隣接医療機関の移転により、医療との連携が困難 のじぎく特別わかあゆ分教室はH26～在籍者0 今後も見込みなし 校舎及び寄宿舎の老朽化 	<ul style="list-style-type: none"> ○播磨特別職業科を総合ビジネス科に学科改編（R4～）済 ◎理学療法士、作業療法士等、専門家との連携を強化（外部人材の活用） 知的障害特別支援学校在籍児童生徒も含め、高度な医療的ケアの対応 ◎のじぎく特別わかあゆ分教室の閉室を検討 対象児童生徒は、のじぎく特別本校あるいは近隣校で就学受入れ 改修、改築を実施する際は老朽化解消の限定的対応のみならず、地域の実情等も踏まえ、複数障害種別校への再編等、抜本的な対応も視野に入れて検討
病弱	1校 (院内2)	減少傾向	<ul style="list-style-type: none"> 入院専門治療施設として、県内外からの入院患者へ教育を提供 本校病弱部門単一障害児童生徒減少傾向 	<ul style="list-style-type: none"> 県立リハビリテーション中央病院及び県立ひょうごこころの医療センターに入院する、不登校、ひきこもり、睡眠障害等、思春期の心の問題に関するニーズのある児童生徒が増加傾向、教職員の専門性確保 医療機関との連携等による専門性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ◎のじぎく特別に病弱部門（県立リハビリテーション中央病院内）の設置を検討 （施設近隣校に病弱部門を設置することにより、専門性のある教職員を確保） ◎上野ヶ原と高等特別との効果的な施設活用の検討（再掲）

公立小中学校、特別支援学校の幼児児童生徒数の推移(但馬地区)

【小学校】

年度	児童数		特別支援学級の障害種別内訳							学級数				
	通常学級	特別支援学級	計	知的	自・情	病弱	難聴	弱視	肢体	言語	計	通常学級	特別支援学級	計
H23	9,635	150	9,785	85	54	0	1	0	10	0	150	463	78	541
H28	8,413	197	8,610	112	75	1	2	0	7	0	197	431	91	522
H29	8,278	213	8,491	121	87	0	1	0	4	0	213	428	89	517
H30	8,159	250	8,409	143	99	0	2	0	6	0	250	429	95	524
R1	8,004	266	8,270	151	108	1	1	0	5	0	266	426	95	521
R2	7,772	260	8,032	138	114	2	2	0	4	0	260	420	95	515
R3	7,516	262	7,778	141	110	4	2	0	5	0	262	406	95	501

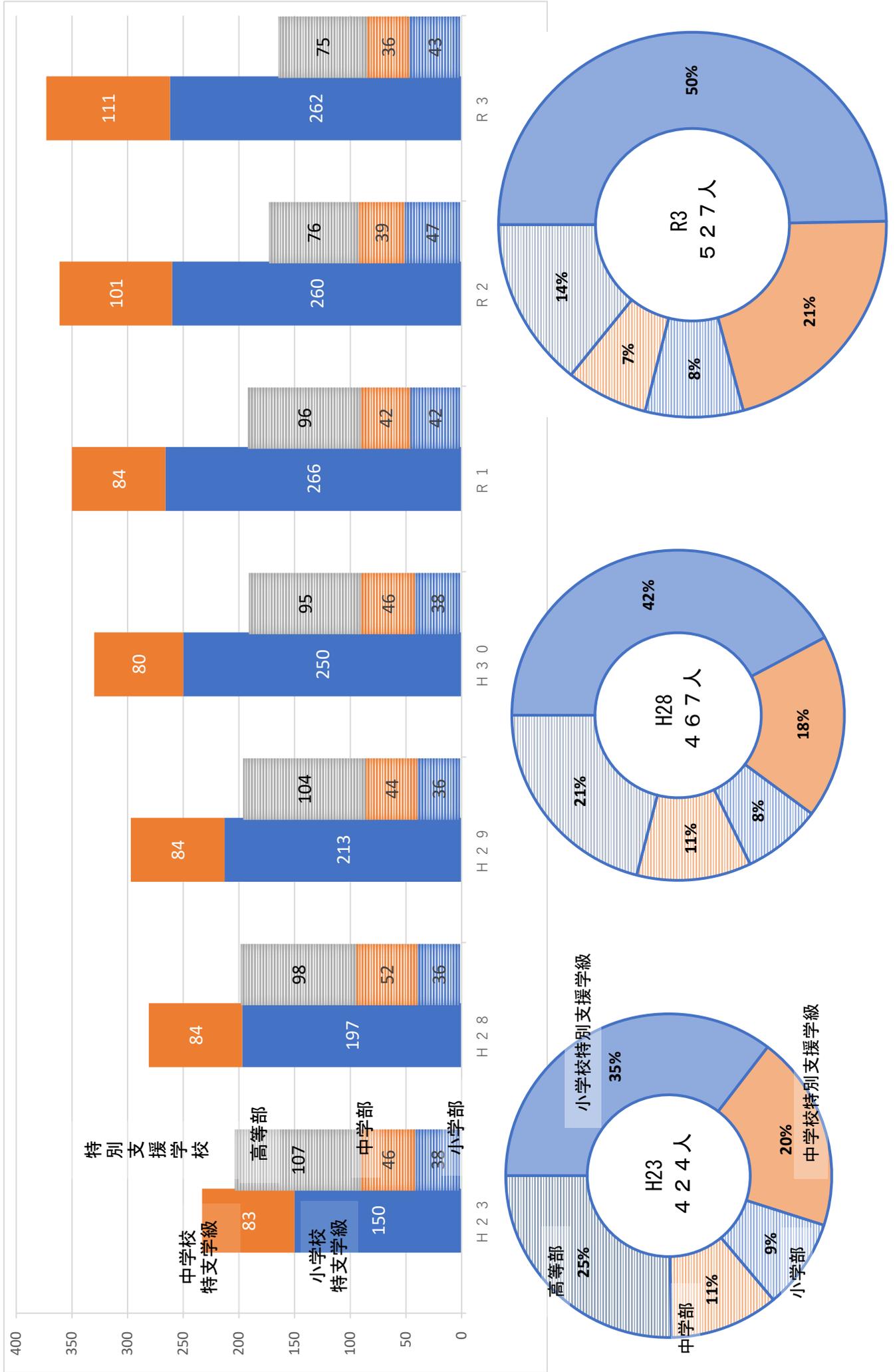
【中学校】

年度	児童数		特別支援学級の障害種別内訳							学級数				
	通常学級	特別支援学級	計	知的	自・情	病弱	難聴	弱視	肢体	言語	計	通常学級	特別支援学級	計
H23	5,273	83	5,356	51	29	0	0	1	2	0	83	165	34	199
H28	4,408	84	4,492	41	41	0	1	0	1	0	84	141	33	174
H29	4,290	84	4,374	39	40	0	3	0	2	0	84	142	37	179
H30	4,184	80	4,264	35	40	0	3	0	2	0	80	140	36	176
R1	4,055	84	4,139	42	39	0	2	0	1	0	84	137	34	171
R2	3,968	101	4,069	50	48	2	0	0	1	0	101	132	35	167
R3	3,899	111	4,010	53	55	1	0	0	2	0	111	128	41	169

【特別支援学校】

	豊岡聴覚			出石(本校)			出石みかた校			和田山			4校合計				
	幼稚部	小学部	中学部	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	小学部	中学部	高等部	幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
H23	1	15	8	24	18	23	74	115	—	—	—	0	5	15	33	53	192
H28	5	11	9	25	18	23	51	92	1	10	11	22	6	10	36	52	191
H29	3	12	10	25	16	20	49	85	1	9	18	28	7	5	37	49	187
H30	1	12	11	24	15	21	46	82	1	6	17	24	10	8	32	50	180
R1	2	15	10	27	12	19	53	84	3	5	19	27	12	8	24	44	182
R2	2	15	8	25	10	14	42	66	7	6	15	28	15	11	19	45	164
R3	3	14	3	20	7	12	38	57	8	8	13	29	14	13	24	51	157
R4	2	11	5	18	9	15	38	62	8	11	10	29	14	19	24	57	166

但馬地域における公立小中学校の特別支援学級と特別支援学校の児童生徒数の推移



寄宿舎入舎生の推移

年 度	平成23年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度																	
	神戸	姫路	豊岡	合計	神戸	姫路	豊岡	合計	神戸	姫路	豊岡	合計	神戸	姫路	豊岡	合計	神戸	姫路	豊岡	合計	神戸	姫路	豊岡	合計															
聴覚特別支援学校																																							
神戸市	9	1		10	4	3		7	2	3		5	2	3		5	2	3		3	2	1		3	2	1		3											
阪神地域	15	2	-	17	6	5	-	11	6	5	-	11	7	5	-	12	7	5	-	13	7	7	-	14	6	6	-	12											
東播磨地域	3	3	-	6	-	3	-	3	-	3	-	3	-	2	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1										
北播磨地域	-	5	-	5	-	3	-	3	-	4	-	4	-	4	-	4	-	4	-	5	1	1	-	2	-	1	-	1	-	1									
中播磨地域	-	2	-	2	-	4	-	4	-	3	-	3	-	4	-	4	-	4	-	3	1	2	-	3	-	2	-	2	-	2									
西播磨地域	-	1	-	1	-	3	-	3	-	3	-	3	-	2	-	2	-	2	-	2	1	1	-	1	-	1	-	1	-	1									
但馬地域	2	1	5	8	1	-	7	8	1	-	9	9	-	6	-	4	4	-	4	4	-	2	5	7	-	3	5	8	-	3	3	6							
豊岡市	1		3	4	1		5	6			7	7		5	5		3	3		3		1	4	5		2	4	6		2	2	4							
養父市	1	1	1	2			1	1			1	1		1	1		1	1		1			1	1			1	1		1	1	1	1						
朝来市	1			1							1	1																											
香美町			1	1			1	1																															
新温泉町																							1	1				1	1										
丹波地域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
丹波篠山市																																							
丹波市																																							
淡路地域	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	30	15	5	50	15	16	2	33	11	21	7	39	8	21	9	38	9	34	6	34	11	11	19	4	34	13	12	5	30	11	14	5	30	10	14	3	27		

【参考】

特別支援学校寄宿舎の設置目的（特別支援学校の通学区域が広範囲にわたるための通学保障）

令和4年度豊岡聴覚特別支援学校と出石特別支援学校の居住地別児童生徒数

学年	豊岡聴覚							出石特別		
	【聴覚】			【知的】	豊岡聴覚合計			【知的】		
	豊岡市	養父市	計	豊岡市	豊岡市	養父市	計	豊岡市	養父市	計
幼稚部3歳										
幼稚部4歳										
幼稚部5歳	1	1	2		1	1	2			
小学部1年										
小学部2年				1	1		1		2	2
小学部3年				1	1		1		1	1
小学部4年				4	4		4	2		2
小学部5年	1		1	1	2		2	2	1	3
小学部6年				3	3		3	1		1
中学部1年	1	1	2	2	3	1	4	6		6
中学部2年								5	1	6
中学部3年				1	1		1	3		3
高等部1年								12		12
高等部2年								13	1	14
高等部3年								12		12
合計	3	2	5	13	16	2	18	56	6	62

豊岡聴覚特別支援学校と出石特別支援学校の児童生徒数見込

校名	学部	学年	H23			H28			R3			R4			R5見込			R6見込			R7見込			
			聴覚	知的	計	聴覚	知的	計	聴覚	知的	計	聴覚	知的	計	聴覚	知的	計	聴覚	知的	計	聴覚	知的	計	
豊岡聴覚特別支援学校	幼稚園部	3歳児	1		1	2		2							3		3				4		4	
		4歳児				3		3	2		2						3		3					
		5歳児							1		1	2		2							3		3	
		計	1		1	5		5	3		3	2		2	3		3	3		3	7		7	
	小学部	1年生	2		2	2		2		1	1					1	1					1	1	
		2年生	3		3	2		2		1	1		1	1				1	1					
		3年生	4		4	1		1		4	4		1	1		1	1					1	1	
		4年生	2		2	2		2	1	2	3		4	4		1	1		1	1				
		5年生	3		3	3		3		3	3	1	1	2		4	4		1	1		1	1	
		6年生	1		1	1		1	2		2		3	3	1	1	2		4	4		1	1	
		計	15		15	11		11	3	11	14	1	10	11	1	8	9		7	7		4	4	
		合計	24		24	24	1	25	7	13	20	5	13	18	6	13	19	6	13	19	8	12	20	
	出石特別支援学校	小学部	1年生		4	4		2	2															
			2年生		1	1		3	3				2	2		1	1		1	1		1	1	
3年生				2	2		2	2		2	2		1	1		2	2		1	1		1	1	
4年生				2	2		4	4		2	2		2	2		1	1		2	2		1	1	
5年生				5	5		2	2		1	1		3	3		2	2		1	1		2	2	
6年生				4	4		5	5		2	2		1	1		3	3		2	2		1	1	
計				18	18		18	18		7	7		9	9		9	9		7	7		6	6	
中学部		1年生		8	8		7	7		5	5		6	6		4	4		5	5		5	5	
		2年生		7	7		7	7		2	2		6	6		7	7		5	5		6	6	
		3年生		8	8		9	9		5	5		3	3		6	6		7	7		5	5	
		計		23	23		23	23		12	12		15	15		17	17		17	17		16	16	
高等部		1年生		20	20		8	8		14	14		12	12		8	8		9	9		13	13	
		2年生		27	27		15	15		11	11		14	14		12	12		8	8		9	9	
		3年生		27	27		28	28		13	13		12	12		14	14		12	12		8	8	
	計		74	74		51	51		38	38		38	38		34	34		29	29		30	30		
合計		115	115		92	92		57	57		62	62		60	60		53	53		52	52			
両校合計	幼稚園部	3歳児	1		1	2		2						3		3				4		4		
		4歳児				3		3	2		2					3		3						
		5歳児							1		1	2		2						3		3		
		計	1		1	5		5	3		3	2		2	3		3	3	3	7		7		
	小学部	1年生	2	4	6	2	2	4		1	1					1	1					1	1	
		2年生	3	1	4	2	3	5		1	1		3	3		1	1		2	2		1	1	
		3年生	4	2	6	1	2	3		6	6		2	2		3	3		1	1		2	2	
		4年生	2	2	4	2	4	6	1	4	5		6	6		2	2		3	3		1	1	
		5年生	3	5	8	3	2	5		4	4	1	4	5		6	6		2	2		3	3	
		6年生	1	4	5	1	5	6	2	2	4		4	4	1	4	5		6	6		2	2	
		計	15	18	33	11	18	29	3	18	21	1	19	20	1	17	18		14	14		10	10	
	中学部	1年生	4	8	12	2	8	10		5	5	2	8	10		7	7	1	6	7		9	9	
		2年生	3	7	10	4	7	11		3	3		6	6	2	9	11		8	8	1	7	8	
		3年生	1	8	9	2	9	11	1	6	7		4	4		6	6	2	9	11		8	8	
		計	8	23	31	8	24	32	1	14	15	2	18	20	2	22	24	3	23	26	1	24	25	
	高等部	1年生		20	20		8	8		14	14		12	12		8	8		9	9		13	13	
		2年生		27	27		15	15		11	11		14	14		12	12		8	8		9	9	
3年生			27	27		28	28		13	13		12	12		14	14		12	12		8	8		
計			74	74		51	51		38	38		38	38		34	34		29	29		30	30		
合計	24	115	139	24	93	117	7	70	77	5	75	80	6	73	79	6	66	72	8	64	72			

豊岡聴覚特別支援学校と出石特別支援学校の比較

区分	設置基準	豊岡聴覚特別支援学校	出石特別支援学校
アクセス	—	JR 豊岡駅 1.2km	JR 豊岡駅 10km
土地		8, 154㎡ (うち運動場: 1, 500㎡) 駐車場 スクールバス 1台 校地内: 42台 (別途、運動場に3台程度は常時確保)	9, 608㎡ (うち有効面積: 7,200㎡) (別途、運動場: 2,400㎡)] 9, 600㎡ 駐車場 スクールバス 3台 校地内: 25台 校地外: 50台
運動場	3, 600㎡	1, 500㎡ (遊具、駐車場等を除く)	2, 400㎡ ※出石精和園のグラウンド (天然芝) を無償借用
プール		25m×2コース ※令和2年度全面改修	25m×5コース 子ども用小プール ※B&Gプールを利用
主な建物 (校舎等)	3, 380㎡	建築面積: 1, 985㎡ / 延床面積: 4, 355㎡ 校舎 (S41 築) 808㎡ / 2, 343㎡ 体育館 (S45 築) 462㎡ / 462㎡ 寄宿舎 (S43 築) 406㎡ / 1, 241㎡ 食堂棟 (S44 築) 309㎡ / 309㎡ 大規模改修等 災害復旧工事 H16~H17 耐震化工事 H22	建築面積: 2, 989㎡ / 延床面積: 5, 486㎡ 校舎 (S51 築) 2, 368㎡ / 4, 865㎡ 体育館 (S52 築) 621㎡ / 621㎡ 大規模改修等 耐震化工事 H25
教室 設備等	教室 自立活動室 図書室 保健室 職員室	普通教室 16室 特別教室 8室 (音楽、図書、理科、調理、被服、作法、技術、コンピュータ) 聴能室等	普通教室 19室 特別教室 8室 (音楽、家庭、調理、技術、行動、工芸、陶芸、さをり)
その他		放課後等デイサービス 利用者 10名: 送迎6台程度/日	放課後等デイサービス 利用者 37名、送迎8台程度/日 (うちバス1台)

※ 設置基準欄の教室 (室) は、統合後の必要な普通教室数

豊岡聴覚特別支援学校と出石特別支援学校における教育の現状と課題

1 豊岡聴覚特別支援学校

集団活動	現状	課題
<p>【聴覚部門】 児童生徒数は減少、在籍者の無い学年が大半 一方で、重複障害(ほぼ知的障害)児童生徒の割合は増加傾向 【知的部門】 在籍者の無い学年もあり、学年1～2名の学年が大半</p>	<p>集団活動の場面が少ない ・人との関わりやマナー、状況に応じた言葉や行動を学んでいく場が少ない ・集団中での自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積んだりしにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい 進学等の際に、大きな集団への適応に困難を来す可能性</p>	
<p>教科指導</p>	<p>上記と同様 【共通】 個別指導を中心に、実情に応じ、学年をまたいだ学習グループにより、教科指導を実施 ○刺激の少ない環境での、個別で手厚い指導が可能</p>	<p>学習集団が小規模化 ・子ども同士が自立と社会参加に向けて切磋琢磨しながら成長する環境に乏しい ・多様な意見を交流できる場が少ない ・協働的な学びの実現が困難となる 中学部の準ずる教育課程に必要な各教科の免許を有する教員の確保が困難</p>
<p>体験活動等</p>	<p>徒歩圏内で社会体験、買物学習を実施 交流及び共同学習 (八条認定こども園、中筋小、出石特支、豊岡高、居住地校園)</p>	<p>○コロナのこともあるが、大きな集団でのダイナミックな体験活動が設定しにくい</p>
<p>早期相談支援</p>	<p>但馬、丹波地域の子どもの保育相談・教育相談が毎日2、3件、個に応じた丁寧に対応している (H30 920件、R1 660件、R2 429件、R3 510件程度)</p>	<p>難聴児等の早期支援の充実のため、保育相談部を設置するなど、センター的機能を強化することが必要</p>
<p>学校運営</p>	<p>児童生徒数の減少により、教職員定数が減少 【寄宿舎】 舎生全員が遠距離で通学困難者でない(宿泊より通学日数の多い舎生等) 夜間緊急時の対応を考慮し、2名の指導員が宿直(計8名の要員が必要)</p>	<p>1人で複数の校務分掌を担当し、業務負担が増し、学校運営に支障 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置や専門性や指導の継承が困難 教員一人一人の依存度が高まり、教員個人の力量による学校運営や教育活動への影響が大きい。</p>

2 出石特別支援学校

集団活動	現状	課題
<p>集団活動</p>	<p>平成27年のみかた校開校と令和2年度から3年度にかけて出石精和園児童寮の閉舎もあり児童生徒数がこの10年で半減 小学部では1～2名の学年が大半 高等部生徒の一般就労率が高く、低学年児童生徒のロールモデル</p>	<p>集団活動の場面が少ない ・人との関わりやマナー、状況に応じた言葉や行動を学んでいく場が少ない ・集団中での自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積んだりしにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい</p>
<p>教科指導</p>	<p>上記と同様 児童生徒の実態と目標に合わせて教育課程に複数のコースを設定</p>	<p>学習集団が小規模化 ・子ども同士が自立と社会参加に向けて切磋琢磨しながら成長する環境に乏しい ・多様な意見を交流できる場がない ・協働的な学びの実現が困難となる</p>
<p>体験活動等</p>	<p>徒歩圏内で社会体験、買物学習を実施 スクールバスを利用した交流・体験活動を実施 交流及び共同学習 (小野小、伊佐小、出石中、豊岡聴覚、但馬農業高、出石高、居住地校) 高等部卒業後を見ええた就業体験活動の実施</p>	
<p>施設・設備</p>	<p>隣接施設のグラウンドを借用 スクールバスで移動し、校外のプールを利用</p>	<p>教育活動上の支障はないが、自前の施設ではない</p>
<p>学校運営</p>	<p>児童生徒数の減少により、教職員定数が減少 広域にわたり小規模校が点在しており、地域からの多岐に渡る相談に対応 医療的ケア児を含む重症児童生徒がすべての学部に通籍 地域や関係機関と連携したコミュニケーションや就労支援の取組が充実</p>	<p>一人一人の校務分掌の業務負担が増し、学校運営に支障 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置や専門性や指導の継承が困難 医療的ケア児の数は横ばいであるが、今後看護教諭の複数配置の確認が無い(標準法上60人以下は1人配置)</p>